

一般社団法人 全日本大学準硬式野球連盟 会員管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本大学準硬式野球連盟定款第4章に規定する会員の資格、会費及び入会の手続き等に関し、必要な事項を定める。

(会員及び種類)

第2条 定款第6条1項1号に規定する正会員は次の各号に定める個人とする。

- (1) 加盟団体を代表する者
- (2) 加盟団体から推薦された者

2 定款第6条1項2号に規定する普通会員は次の各号に定める団体及び個人とする。

- (1) 団体会員
加盟団体に属する準硬式野球協議団体
- (2) 個人会員
団体会員に属する個人

3 定款第6条1項3号に規定する賛助会員はこの法人の事業に協力又は支援するために入会した団体及び個人とする。

4 定款第6条1項4号に規定する特別会員はこの法人の事業目的の遂行に特に功績があったと社員総会で認められた個人及び団体とする。

(団体会員の資格)

第3条 前条第2項第1号の団体会員は、学校教育法第1条に定める学校のうち、大学に所属する準硬式野球競技団体とし、次の各号に定める団体とする。

- (1) 団体会員名称は大学名、学部名、キャンパス名及び本連盟で認める名称とする。
- (2) 一つの大学で単一又は複数の学部より成るチームを加えた複数チームを編成することは可能とするが、同一キャンパスから大学名とキャンパス名のチームを登録することは認められない。

(個人会員の資格)

第4条 第2条第1項第2号の個人会員は、前条に定める学校の準硬式野球競技団体に所属する個人とし、次の各号に定める個人とする。

- (1) 選手、マネージャー、トレーナーは学校に所属する学生とする。
- (2) 監督・コーチ・社会人トレーナーは在学する者に限らない。

2 学校に付設する大学院、別科あるいは専科等に所属する学生、聴講生および科目等履修生は第4条第1項第1号の資格を有しない。

3 会員として登録できる期間は学校教育法によって大学が定めるか、又は監督官庁によって定められた最短修業年限内とし、複数チーム、硬式野球部員・M号軟式野球部員との二重登録は認められない。また、連盟以外の登録も認められない。

4 編入学及び再入学の場合は従前の資格期間を加算し、編入学後及び再入学後の大学及

び学校の最短修業年数以内の期間とする。ただし、一度でも大学及び学校を卒業している場合は個人会員としての資格を有しない。

(遵守事項)

第5条 会員は、法令、本連盟の定める定款、規程（「規約」、「規程」、「規則」その他名称を問わず、会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 競技大会の運営に関し、不正な利益を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をすること
 - (2) 競技大会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること
 - (3) 競技大会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること
 - (4) 競技大会への参加に際して、虚偽の申し出をすること
 - (5) 競技大会において、不公正な運営を行うこと
 - (6) 競技大会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること
 - (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること
 - (8) 暴力の直接的な行使、ハラスメント行為（セクシャル及びパワー・ハラスメント等）その他差別あるいは人権侵害と見なされる不適切な行為
 - (9) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと
 - (10) 前各号に定めるほか、本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
- (会員の入会及び会員登録の手続き)

第6条 第2条第1項に規定する正会員になろうとする者は、正会員入会申込書を代表理事に提出し理事会の承認を受けなければならない。

2 同上第2項に定める普通会員は、一般社団法人全日本大学準硬式野球連盟（以下「全日本連盟」という。）に全日本大学準硬式野球連盟加盟届により会員登録を行うことにより入会することができる。

3 普通会员の会員登録は毎年6月末日までに登録を行うものとする。ただし、新規の会員はその限りではない。

4 賛助会員は、賛助会員入会申込書を代表理事に提出し承認を経なければならない。

(会員登録拒否要件)

第7条 次の各号に掲げる者は、会員登録することができない。

- (1) 除名処分を受けたもの
- (2) 反社会的勢力に該当するもの

2 前項に定める者が登録した場合、当該登録は無効とする。

3 本連盟は、登録前に第5条第1項において遵守すべき旨定められている事項の違反に該当する行為を行い、また同項において禁止される行為を行ったことがある者について登録を拒否することができる。

4 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことが

できる。

(登録会員の個人情報)

第8条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱わなければならない。

(会費)

第9条 正会員、普通会員及び賛助会員の年会費は次のとおりとし、入会金は徴収しない。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 正会員 | 20,000 円(理事・社員) |
| (2) 普通会員 (団体) | 40,000 円(加盟大学) |
| (3) 普通会員 (個人) | 1,500 円(学生個人登録費) |
| (4) 賛助会員 (団体) 1 口 | 50,000 円(企業・団体等) |
| (5) 賛助会員 (個人) 1 口 | 5,000 円(卒業生・保護者・一般等) |

附則

本規程は一般社団法人全日本大学準硬式野球連盟の設立の登記の日から施行し、理事会の決議により改廃することができる。

令和8年4月1日 施行